

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76 - 2151 内線 222

年金をお得に増やせます

付加年金の保険料は400円
定額保険料に付加保険料をプラスして
納付すると将来受け取る老齢基礎年金に
付加年金が上乗せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金
として2年間受け取るだけで取り戻せま
すから、3年目以降は「もらい得」にな
る大変お得な制度です。

いくら上乗せされるかというところ...

受け取る時の付加年金額の計算式
200円×付加保険料納付済月数
例：付加保険料を10年間納めた場合
付加保険料（支払う額）

400円×10年(120月) = 48,000円納めると
1年間に受け取る付加年金額は...

受け取る時は、1か月200円で計算さ
れますので、10年間納めた場合は、年間
2,400円×10年 = 24,000円の増額（年間）
となります。

したがって、2年間で納めた付加保険
料と同額となるため大変お得です。

付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満
の任意加入被保険者です（国民年金基金
に加入中の方は加入できません）

シベリア強制抑留者の皆様へ

特別給付金を支給しています。
請求の受付は、平成24年3月31日(消印有効)までとなっています。
平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方（同日以降に
亡くなられた方は相続人）が対象です。
まだ請求されていない方は、下記までご連絡ください。

問い合わせ先 独立行政法人 平和祈念事業特別基金
☎0570 - 059 - 204（ナビダイヤル）
IP電話・PHSからは☎03 - 5860 - 2748

受付時間 午前9時～午後6時(土・日・祝は休み)
ただし、3月31日(土)は受け付けています。

3月は道税の滞納処分強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月、3月の各月を「滞納処分強化月
間」として道税の滞納整理に取り組んでいます。3月は、自動車税、
個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進
めることとしており、給与・預貯金・動産などの差押えを行います。
まだ、納税がお済みでない方は大至急納税してください。納税に
ついてのご相談は、オホーツク総合振興局税務課納税係へお願いし
ます。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替が利用できます。

問い合わせ先
オホーツク総合振興局税務課納税係 ☎0152 - 41 - 0616
<オホーツク総合振興局税務課ホームページ>
<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/>

平成24年4月から自動車税等の課税事務が 札幌道税事務所に集約されます

平成24年4月から、道内ナンバー全ての自動車税
及び自動車取得税の課税事務が札幌道税事務所にお
いて取り扱われることとなります。

そのため、4月以降の自動車税及び自動車取得税
の課税に関する問い合わせについては、札幌道税事
務所自動車税部が担当することとなります。

なお、納税相談・納税証明書発行申請・課税免除
申請等については、引き続きオホーツク総合振興局
税務課において受け付けます。

<4月以降の問い合わせ先>

自動車税の課税に関する事	札幌道税事務所 自動車税部	011-746-1190
自動車取得税の課税に関する事		011-746-1195
課税免除に関する事		011-746-1194
納税証明書発行申請・課税免除 申請に関する事	オホーツク総合振興局 税務課納税管理係	0152-41-0612
納税相談に関する事	オホーツク総合振興局 税務課納税係	0152-41-0616

北海道後期高齢者医療広域連合 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様
の代表として、制度の運営に関する重要事項をご審
議していただく運営協議会委員を募集しています。

応募資格 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員
や公務員等を除きます）

募集人数 5名

任期 平成24年7月から2年間
（開催は年3～4回を予定しています）

応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓
口にある応募要領を参照してください

応募締切 平成24年4月27日（金）
選考 選考委員会を設置し、提出された小論文等に
より総合的に委員を選考します

報酬など 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合
☎011 - 290 - 5601

「虫歯ゼロのお友だち」について

10月25日（火）に実施された3歳児健診で、虫歯ゼ
ロだったお子さんの紹介が掲載されておりませんでし
た。掲載を楽しみにされていた皆様には、ご迷惑をお
掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

10月25日（火）実施の虫歯ゼロのお子さん

- ・富永 幸ちゃん（豊永）
- ・加藤 諒くん（旭町）

問い合わせ先 役場 健康医療グループ 健康推進担当
☎76 - 2151（内線332）

交通遺児等奨学金貸付制度のお知らせ

自動車事故により保護者を亡くしたり、重度の後遺障害
が残った保護者をもつ道内に在学する中学生、高校生及び
専修学校生等を対象とした、無利子の貸付制度です。

随時受付しておりますので、詳しくは下記
までお問い合わせください。

問い合わせ先
公益社団法人 北海道交通安全推進委員会
☎011-221-6666（平日午前8時45分～午後5時）
ホームページ <http://www.slowly.or.jp>



津別消防団より重要なお知らせ

津別消防団では、4月1日より消防団
組織の一部変更を行います。

その理由として

近年、地域住民の減少さらには高齢化に伴
い、消防団の担い手が不足し分団維持が難し
くなってきている状況にあり、特に相生地区
においては地域での団員増員が見込めない中、
現状の分団を今後も維持することは難しく、
体制強化を図るためこのほど本岐分団（第3
分団）と相生分団（第4分団）を統合し、新
しい分団として活動することとなりますので
お知らせします。

今までと違うところは

災害出動～相生地区、本岐地区の災害は互いに
消防車両と団員が出動します。

問い合わせ先
津別消防署・津別消防団
☎76 - 2189



森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となつた
方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となつた日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となつた年月日、
所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記
載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買
契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す
図面が必要です。

問い合わせ先

役場 産業課林政担当 ☎76 - 2151（内線259・260）
オホーツク総合振興局林務課造林係 ☎0152 - 41 - 0647

